

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 中央消防署パワー・ハラスメント事案

(1) 被処分者及び処分内容

(当事者)

| 所属 | 職名 | 年齢 | 性別 | 処分内容 |
|-------|------|-----|----|-----------|
| 中央消防署 | 消防士長 | 37歳 | 男 | 減給1/10 5月 |

(管理監督者)

| 所属 | 職名 | 年齢 | 性別 | 処分内容 |
|------------------|--------------|-----|----|---------|
| 警防部 (当時中央消防署) | 部長 (当時署長) | 59歳 | 男 | 消防長口頭注意 |
| 中央消防署 | 出張所長 | 59歳 | 男 | 消防長訓戒 |

(2) 処分年月日

令和元年6月26日(水)

(3) 事案概要

当事者は、平成30年5月の救急出動において、救急隊長(被害者)が現場到着後、同行した隊員に何も指示をせずに単独で傷病者宅へ入室したことに腹を立て、傷病者宅2階で救急隊長と合流後、救急隊長の右頬骨辺りを1回殴り、右目周囲を打撲及び挫傷させる行為を行ったもの。

なお、事案発覚後、当事者は人事課の聴取に対して、当初こうした行為を否認するなど調査に対して真摯に対応しなかったもの。

2 若葉消防署パワー・ハラスメント事案

(1) 被処分者及び処分内容

(当事者)

| 所属 | 職名 | 年齢 | 性別 | 処分内容 |
|-------|-------|-----|----|-----------|
| 若葉消防署 | 消防司令補 | 41歳 | 男 | 減給1/10 5月 |

(管理監督者)

| 所属 | 職名 | 年齢 | 性別 | 処分内容 |
|-------|------|-----|----|---------|
| 若葉消防署 | 署長 | 60歳 | 男 | 消防長口頭注意 |
| 若葉消防署 | 出張所長 | 59歳 | 男 | 戒告 |

(2) 処分年月日

令和元年6月26日(水)

(3) 事案概要

当事者は、平成31年4月の救急出動において、再三の指導にもかかわらず改善しない消防士（被害者）に対して、患者収容後の病院控室で、同消防士の頬を平手打ちし、胸ぐらを掴む行為を行ったほか、令和元年5月の火災現場において、同消防士の活動内容に不満を持ち、同消防士の大腿部付近を蹴る行為を行ったもの。

なお、当事者は、同消防士が救急隊員としての運用が開始された平成31年4月以降、暴言などによる業務の適正な範囲を超えた指導を繰り返していたもの。

3 今後の対応について

昨年度、当局において相次いだ不祥事案を受け、消防局不祥事防止対策検討結果報告書で取りまとめられた取組方針に従い、各種取組を確実に実行していくとともに、特にハラスメントについては、研修の充実や各所属におけるコンプライアンス検討会の実施、局部長による巡視等を行い、ハラスメントが起こりにくい職場環境の構築に努めていく。